

● ● ● ●  
返済不要!

三条市では、教育に尽力された諸橋轍次博士の意志を継ぎ、  
教育の機会均等を図るとともに、次代を担う人材を育成しています。

# 高校生等奨学金

保護者等が市民税所得割 0 円の高校生  
への給付型奨学金です。

対象になるかどうか  
迷ったら、まず申請し  
てください!

令和7年

申請受付期間

4/15 火 ▶ 5/15 木

1 給付対象 次の全ての要件を満たす方。

- (1) 高等学校その他市長が認める教育機関に在籍すること。
- (2) 保護者等が1年以上前から本市に住民登録していること又は本人が本市に住民登録していること。
- (3) 経済的事情を勘案し、特に支援を必要とすること。

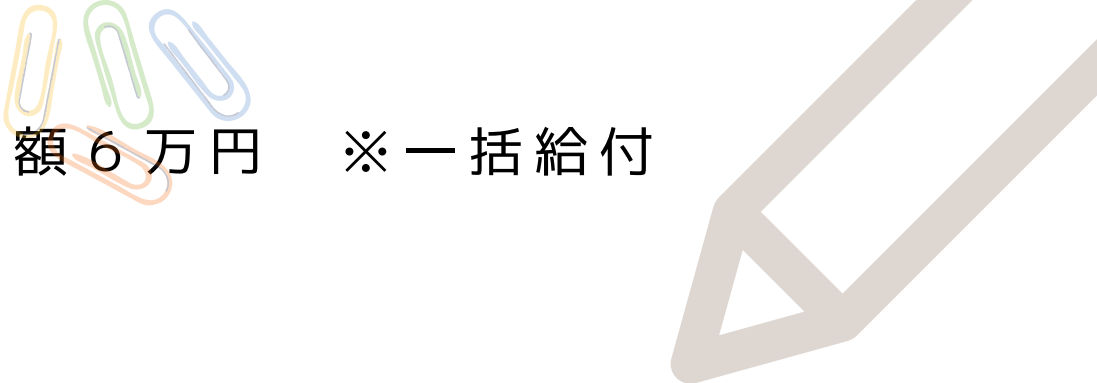
※具体的には次の判定基準に該当する世帯です。

## ◆判定基準

- ・生活保護世帯…対象となります。
- ・所得税の課税世帯…下記一覧表の内、  
判定「○」となる世帯が対象となります。

| 判定 | 所得割の課税 | 均等割の課税 |
|----|--------|--------|
| ○  | なし     | なし     |
| ○  | なし     | あり     |
| ×  | あり     | あり     |

※裏面もご覧ください。

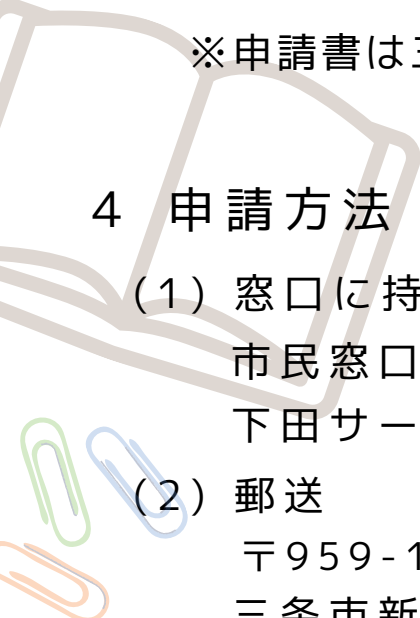


## 2 給付額 年額 6 万円 ※一括給付

## 3 申請書類

高校生等奨学金給付申請書（様式第13号）

※申請書は三条市ホームページからもダウンロードできます。



## 4 申請方法

### (1) 窓口を持参

市民窓口課（三条庁舎）／教育総務課（栄庁舎）  
下田サービスセンター総務グループ（下田庁舎）

### (2) 郵送

〒959-1192

三条市新堀1311番地 教育総務課 庶務係

## 5 その他

(1) 結果については、7月中旬頃に文書で通知します。

(2) 給付後の注意事項について

ア 次の場合は、給付額を返還いただくことがありますので、速やかに連絡してください。

- ・休学、転学又は退学したとき。
- ・停学その他の処分を受けたとき。
- ・本人又は保護者等の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。

イ 在学確認のために、3月頃に「在学証明書」を提出いただく予定です。

(3) 本奨学金は、年に1度の申請が必要です。

奨学金についての  
ホームページはこちら→



三条市教育委員会 教育総務課 庶務係

住所 〒959-1192 三条市新堀1311番地（栄庁舎2階）  
電話 0256-45-1111（直通）